

公共施設等の使用料の適正化 に関する基本方針

太 子 町

令和7年3月

1 はじめに

公共施設の使用料については、これまで本町の統一的な基準や定期的な見直し基準の策定を行っておらず、また、物価変動や消費税率の改定など社会経済情勢が変化する中においても、一部を除き据え置いてきました（令和2年度設定：町民体育館、総合公園、下水道料金）

こうした状況を踏まえ、令和6年3月に策定した「太子町行財政改革推進プラン」に使用料等の定期的な見直しを改めて位置付けるとともに、「公共施設等の使用料の適正化に関する基本方針」を策定の上、使用料等の見直しを進め、受益者負担の適正化、算定方法の明確化を図ります。

2 使用料の基本的な考え方

使用料等の見直しに当たっては、次の3つを基本的な考え方とします。

（1）受益者負担の原則（公平性・公正性）

- ① 行政サービスの性質分類に応じた「受益者負担率」を設定します。
- ② 定期的な見直し体制を構築します。

（2）算定方法の明確化（透明性）

- ① サービス原価（コスト）算定については、「統一的な基準」を設定します。
- ② 受益者（利用者）の急激な負担増加、近隣自治体との均衡、民間類似施設の経営圧迫に配慮し、料金を設定します。
- ③ 消費税率、消費者物価指数等の社会経済情勢等やそれぞれのサービス原価の状況等を踏まえ、料金を設定します。

（3）行政サービスに対する満足度等の向上

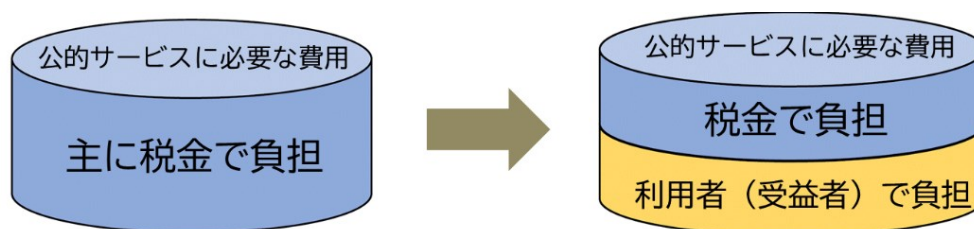
効率化等によるコスト削減や行政サービス向上による施設等の利用満足度及び利用率の向上に努めます。

【受益者負担の原則】

公の施設の管理運営には、人件費や設備点検、清掃等委託料、光熱水費など多くの費用が必要で、これらの費用をすべて税で負担することは、表面的には住民サービスが充実しているように見えますが、その税は「利用する人」だけでなく「利用していない人」の税も含まれていますので、不公平な状態が生じています（図1）。

この不公平な状態を解消するため、特定のサービスを利用している人に一定の負担をしてもらうことで公平性を確保することが必要であり、法律でも徴収することが認められています。利益を受けた人に対して、その受けた分を負担してもらうことを「受益者負担の原則」といいます。

《図 1》



3 見直しの対象

使用料が無料となっている施設も含め、全ての公共施設の使用料を見直しの対象とし、当該施設等の公共性及び必需性の視点から適正化を図ります。

なお、国・県の法令等により算出方法や標準額が示されているものについては、見直しの対象外とします。

(1) 法令等で無料と定められているもの

【例】図書館、道路、公園、義務教育の学校 等

(2) 法令等で金額や算定基準、設置の目的が定められているもの

【例】町営住宅、南総合センター 等

(3) 独立採算が求められる公営企業に関するもの

【例】水道料金、下水道使用料

4 算定方法

$$\text{使用料} = \text{算定基準額} \times \text{受益者負担割合}$$

(1) 算定基準額

施設の運営に必要な維持管理費等で利用者負担の基本となる額

ア 会議室等の「1室当たりのサービス原価」から算定する場合

(例：一定の区画を貸切で使用する施設（会議室、ホールなど）について、当該貸室等の1㎡1時間当たりのサービス原価を算出した上で、貸出面積・貸出時間に応じた原価を算定)

$$\text{サービス原価} = \text{施設運営等経費} \times \frac{\text{1室の貸出面積}}{\text{全体貸出面積}} \times \frac{\text{単位時間数}}{\text{年間使用可能時間数}}$$

イ 「1人当たりのサービス原価」から算定する場合

(例：一定の区画を不特定多数の個人が同時使用する施設（総合公園陸上競技場など）について、利用者1人1時間（又は1回）当たりの原価を算定）

$$\text{サービス原価} = \frac{\text{施設運営等経費}}{\text{年間施設利用者数}}$$

(2) 受益者負担割合

利用者負担の算定のために、施設の性質に応じて設定する割合

受益者負担の範囲は、維持管理経費（施設の光熱水費、設備点検や清掃等の委託料等）、会計年度職員人件費（施設の維持管理、貸出業務等にかかる部分）とし、3か年平均の決算額から算定します。

(3) 公費で負担する範囲

用地取得費、正規職員人件費

※用地取得費は、施設を廃止した場合でもまち全体の資産として残り、また、経年に応じて減価償却していく性質ではないため原価に含めません。

5 施設の性質別の受益者負担と公費の負担割合

行政サービスには、「道路、公園など日常生活を営む上で大半の住民が必要とするが、市場原理に委ねると提供されにくいもの」や「特定の住民が利益を享受するサービスで、民間事業者等において類似のサービスが提供されるもの」があります。

施設の性質別に、それぞれのサービスの性質に応じて、次の2つの視点により、「受益者負担」と「町負担（公費）」の割合を設定します。

<施設の分類にあたっての視点と施設の性質区分>

視点1 必需性：日常生活を送るうえで公共関与の必要性が高いか

必需性（公共関与の必要性）の視点		受益者負担
必需的サービス	大半の住民が必要とする施設	低
選択的サービス	個人の価値観や嗜好により必要性の異なる施設	高

視点2 市場性：民間において提供されるなど施設に市場の代替性があるか

市場性（収益性）の視点		受益者負担
市場的サービス	民間でも提供可能で、収益性の高い施設	高
公共的サービス	公共性が高く民間での提供が困難で、収益性の低い施設	低

使用料を設定する各施設等について、下記の通り分類します。

施設の性質区分	受益者負担	公費負担
【A】大半の住民が必要とし、民間では提供が困難な施設	25%	75%
【B】大半の住民が必要とし、民間でも提供が可能な施設	50%	50%
【C】個人の意思で選択的に利用するもので、民間では提供が困難な施設	50%	50%
【D】個人の意思で選択的に利用するもので、民間でも提供が可能な施設	75%	25%

		市場性（収益性）の視点	
		低い ←	→ 高い
必需性の視点（公共関与の必要性）	高い ↑	【Aグループ】 （受益者 25% 公費 75%） 大半の住民が必要とし、民間では提供が困難な施設	【Bグループ】 （受益者 50% 公費 50%） 大半の住民が必要とし、民間でも提供が可能な施設
	低い ↓	【Cグループ】 （受益者 50% 公費 50%） 個人の意思で選択的に利用するもので、民間では提供が困難な施設	【Dグループ】 （受益者 75% 公費 25%） 個人の意思で選択的に利用するもので、民間でも提供が可能な施設

※公の施設は、福祉の増進を目的とし、全ての住民に利用機会を提供するため設置しており、応分の公費負担を設定することとし、原則、利用者及び公費の負担割合の標準を50%ずつと設定します(Bグループ、Cグループ)。その上で、必需性が高く、市場性の低いAグループは受益者負担を小さく(25%)設定し、必需性が低く、市場性の高いDグループは受益者負担を大きく(75%)設定しています。

6 使用料の算定にあたり留意する点

(1) 近隣自治体との均衡

同種のサービスにかかる使用料や手数料は、近隣自治体と著しく差が生じないよう、必要に応じ価格の均衡を図ります。

(2) 激変緩和措置

使用料の適正化を適用した結果、改定料金が現行料金を大幅に上回る場合は、利用者の負担が急激に増加しないための激変緩和措置として、原則として改定後の当初料金は現行料金の1.5倍を上限とします。

(3) 消費税率や物価高騰などの社会経済情勢

消費税及び地方消費税（以下、消費税等という。）は、資産の譲渡等の対価に転嫁することで最終的に消費者が負担する間接税であり、町が提供するサービスにおいて伴う経費には、消費税等が課税されています。サービス提供により生じた経費には、消費税や社会経済情勢に伴い上昇した経費等は、受益者（最終消費者）が負担する必要があるため、サービス原価を税込で算出し、経費に係る消費税等を使用料等に適正に転嫁することとします。

消費税率

5%（平成17年）

➡ 10%（令和7年）

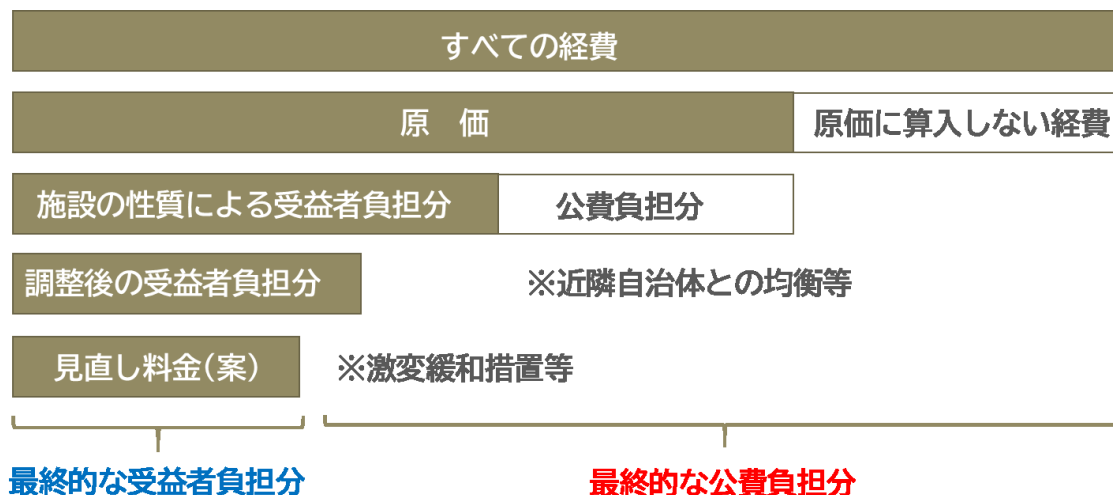
総務省消費者物価指数

100（2020年基準消費者物価指数）

➡ 111.2（2025年1月）

(4) 町外利用者の取扱い

公共施設は町民の財産であり、建設や管理運営には町税が充てられています。そのため、町民以外の利用により町民の利用に支障が生じる場合、または町民以外の利用が特に多い場合は、使用料や予約の取扱いに差を設けることが出来るものとしします。

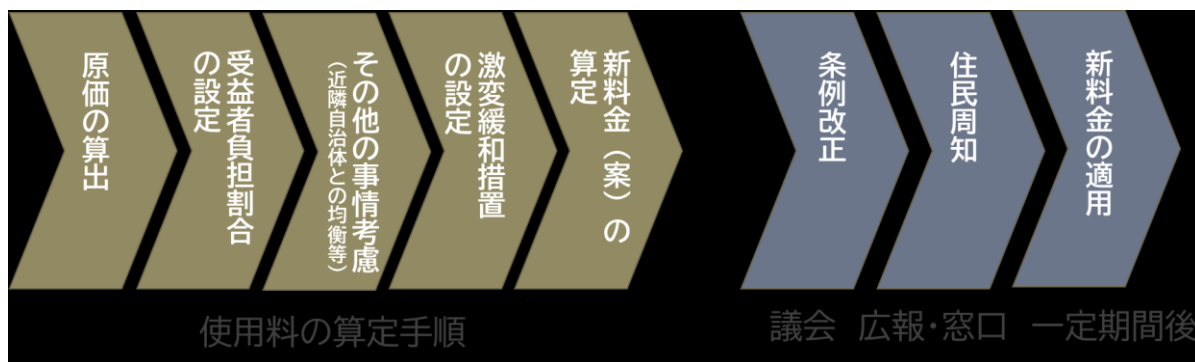


(5) 非来庁型行政サービスの推進

行政の効率化や町民サービスの向上等を図るため、オンライン申請やコンビニ交付等の非来庁型の行政サービスを推進することとし、当該サービスを利用する場合、手数料の減額を検討します。

（６）住民周知

使用料の改定時には十分な周知期間を設けるとともに、料金改定に当たっては住民の理解と協力が何よりも必要であることから、説明責任の一層の向上に努めます。



7 見直しの周期

受益と負担の公平性を確保するとともに、行政サービスの改善を図るため、使用料及び手数料等の適正化については、原則３～５年ごとに検証し、改定見込みの料金と現行料金を比較し、おおむね±１０％以上の乖離が生じている際に改定することとします。

8 営利目的等の取扱い

営利等を目的とした利用で入場料を徴収する場合は、割増料金を設定できるものとします

9 減免基準の見直し

現行の減免基準は、施設ごとに異なっているため、今回の使用料の見直しに併せ、減免基準を統一します。

10 指定管理者制度等の導入施設

指定管理者制度等による利用料金制を導入する施設についての見直しは、指定管理者が設定する利用料金ではなく、条例に規定する上限額となります。

町が上限額の見直しを行い条例改正等の手続を行ったうえで指定管理者が設定することとなり、町は併せて指定管理料を見直す必要があります。

また、指定管理者等が各施設の目的に合ったまちづくりに資する事業を実施する際は、町事業の実施と同様の取扱いとすることができるようものとします（事業毎の所管部局の承認要または指定管理等の仕様書で規定）。